

「河川事業の評価手法に関する研究会」設置要綱（案）

（設置）

第1条 河川局に「河川事業の評価手法に関する研究会」（以下「研究会」という）を置く。

（目的）

第2条 研究会は、河川事業に係る事業評価手法に関する事項について調査審議し、評価の適正化に関する検討を行う。

（委員、座長）

第3条 委員は、学識経験のある者のうちから、河川局長が任命する。

2 研究会には座長を置き、研究会に属する委員のうちから、河川局長が指名する。

3 座長は、議長として研究会の議事を整理する。

4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、研究会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（資料、議事概要）

第4条 研究会配付資料は、国土交通省ホームページに公開することを原則とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

2 研究会における議事概要については、あらかじめ委員に確認の上、国土交通省ホームページに公開するものとする。

（事務局）

第5条 研究会の事務局は、河川局河川計画課に置く。

2 事務局は、研究会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

（附則）

この要綱は、平成21年1月8日から施行する。